

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第九十号

平成二十五年

十二月二十四日

火曜日

## 目次

### 規則

○山梨県河川管理規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第四十一号

山梨県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

山梨県知事 横内正明

#### 山梨県河川管理規則の一部を改正する規則

山梨県河川管理規則(昭和四十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第二及び別表第三」を「から別表第三まで」に改め、「の各号」を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 省令別表第一の二に掲げるもの 一部

第四条の見出しを「許可及び登録の期間等」に改め、同条第一項中「許可」を「許可及び登録」に、「十年」を「二十年」に改め、同条第二項中「の更新又は許可の」を「又は登録の更新又は」に、「許可期間満了」を「許可又は登録の期間の満了」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十六年一月六日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番